

福井市広報紙広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市が発行する広報紙「広報ふくい」（電子版を含む。以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の募集及び掲載について、福井市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体等)

第2条 広告の掲載をする広報紙の発行概要は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙の各月10日号及び25日号（8月25日号と12月25日号は発行しない。1月10日号は発行せず、代わりに12月30日号又は1月1日号を発行する。）
- (2) 発行基準日 10日号は毎月10日、25日号は毎月25日
- (3) 発行回数 年22回

(募集方法)

第3条 広告の募集は、市と広告枠売払い単価契約を締結した広告代理店（以下、「広告代理店」という。）が行うものとする。ただし、市が広告枠売払い単価契約を締結できなかった場合は、市が行うことができる。その場合においては、本要領の規定の例によるものとし、広告代理店が行うこととなっているものは、広報紙に広告を掲載しようとする者（以下、「広告主」という。）が行うものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1枠の寸法は、縦50ミリメートル、横118ミリメートルの四角形とする。（ただし、1.5枠分の広告掲載料を納入することで、

縦 50 ミリメートル、横 177 ミリメートルの四角形の広告を掲載することができる。)

(2) 使用色数 1 色 (印刷の色は、市が指定する色とする。)

(3) 掲載位置 広告を掲載する位置は、広報紙の内面のページの指定する場所とする。

(4) 掲載枠の上限 1 回の発行あたりに掲載できる広告の枠数の上限は、各月 10 日号を 6 枠まで、25 日号を 4 枠までとする。(12 月 30 日号及び 1 月 1 日号は 6 枠までとする。)

(5) 広告掲載料 広告代理店が別途定める額とする。ただし、市が広告枠売払い単価契約を締結できなかった場合は、別途市が定める額とする。

(掲載の申請及び決定)

第 5 条 広告主は、広告代理店を通して、福井市広報紙広告掲載申請書 (様式第 1 号。以下「広告掲載申請書」という。) に広告の原稿 (市外の広告主は、広告原稿及び市町村税等納税証明書) を添えて、指定する期限までに市長に申請するものとする。

2 広告代理店は、広告主から広告掲載の依頼を受けたときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱等に基づき、事前に確認を行うこととし、修正等の必要がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 広告代理店は、前項の事前確認の結果、法令、要綱等に適合していると判断したときは、広告掲載申請書及び広告の原稿を市長に提出するものとする。

4 市は、第 1 項の規定による申請を受理したときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱等に基づき審査し、掲載の可否を決定

するものとする。この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、広告代理店を通して、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができ、必要とする経費は、広告主又は広告代理店が負担するものとする。

5 市は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を福井市広報紙広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、広告主に対し、その旨を通知するものとする。

6 第3条第4号に規定する掲載枠の上限を超えて掲載の申請があった場合は、次の各号の順序に従い、順位を判断するものとする。なお、同順位に複数のあるものは、先着順で決定する。

- (1) 公共性又は公益性が高く、市内に事業所等を有するもの
- (2) 市内に事業所等を有するもの
- (3) 公共性又は公益性が高く、市内に事業所等を有しないもの
- (4) その他のもの

（掲載の方法）

第6条 広告代理店は、市が指定する期日までに、指定された形式による完全原稿を市に提出するものとする。

2 掲載広告の色校正は、市に一任するものとし、市は、色調などの違いに責任を負わないものとする。

（広告掲載決定の取消し）

第7条 市は、掲載を決定した広告の内容等が、法令、要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、直ちに掲載の決定の取消し又は掲載を中止することができる。

2 市は、前項の規定により広告の掲載の決定の取消し又は掲載を中止

した場合は、広告主に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。この場合、既に納入された広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、自己都合により、広告の掲載を取下げの場合は、市が指定する期日までに、書面により市に申し出なければならない。広告代理店を通して申請したときは、広告代理店を通して、書面により市に申し出なければならない。

(広告の変更)

第9条 広告主は、広告を変更しようとする場合は、市が指定する期日までに、書面により市に申し出なければならない。広告代理店を通して申請したときは、広告代理店とあらかじめ協議し広告代理店を通して、書面により市に申し出なければならない。

2 前項の規定による申請及び決定並びに掲載の方法については、第5条及び第6条の規定に準ずるものとする。

(広告掲載対象外広告)

第10条 要綱第4条の規定に該当すると認める広告のほか、次に定める内容の広告は掲載しない。

- (1) たばこに関するもの
- (2) 賭博に関するもの(公営競技を除く。)
- (3) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (4) 占い又は運勢判断に関するもの
- (5) 興信、探偵事務に関するもの
- (6) 債権取立、示談引受等に関するもの

(規制対象事業者)

第11条 要綱第7条に定める事業者のほか、次に定める事業者の広告

は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業及び性風俗関連特殊営業と規定される業種並びに類似の業種に携わる事業者
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）でインターネット異性紹介事業と規定される業種に携わる事業者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）で貸金業と規定される業種に携わる業者
- (4) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）で商品先物取引業と規定される業種に携わる事業者
- (5) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）で規定する金融商品及び金融取引業に携わる事業者
- (6) 国、地方公共団体その他公共機関と係争中の事案のある事業者（表示上の個別基準）

第12条 広告の種別ごとの個別基準は、次のとおりとする。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としていないこと。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いがないこと。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現を使用しないこと。

(3) 学習塾、予備校（専門学校を含む）等

ア 合格率など実績を表示する場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて明示すること。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容等を明確にすること。

(4) 資格講座等

ア 民間の講習業者が労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明示すること。

イ 行政書士講座等の講座には、当該講座のみで国家資格が取れるような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には別に国家試験を受ける必要がある旨を明示すること。

ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品、材料等の売り付け又は資金集めを目的としていないこと。

エ 受講費用が、全て公的給付で賄えるかのように誤認される表現を使用しないこと。

(5) 病院、診療所及び助産所

医療法（昭和23年法律第205号）の規定により広告できる事項のものであること。

(6) 獣医師及び動物病院

獣医療法（平成4年法律第46号）の規定により広告できる事項のものであること。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第1

9号)の規定により広告できる事項のものであること。

- (8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具等（健康器具、コンタクトレンズ等）

薬事法（昭和35年法律第145号）及び医薬品等適正広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号。厚生省薬務局長通知）並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ていること。

- (9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

薬事法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていること。

- (10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く。）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスと、それ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現を使用しないこと。

(イ) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表現を使用しないこと。

イ 有料老人ホーム

(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号。厚生労働省老健局長通知）に規定する

事項を遵守し、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項は、全て明示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

(11) 墓地等

当該墓地所在地の市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明示すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明示すること。

イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明示すること。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第2号）による表示規制に従うこと。

エ 契約を急がせる表現を使用しないこと。

(13) 建築、建設、測量、設計事務所等

名称、所在地、許認可番号等一般的な事業案内とすること。

(14) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

(15) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明示すること。ただし、補償については、広告内に全て明示してある必要はなく、詳細内容

が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

イ 不当な表現を使用しないこと。

(16) 通信販売業

返品等に関する規定が明示されていること。

(17) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出し、写真及び表現については、青少年保護等の点で適正であり、かつ、不快感を与えないものであること。

ウ 犯罪被害者、タレント等の有名人に関して、プライバシーを尊重し配慮のある表現であること。

エ 未成年、心身喪失者等の犯罪に関連したものは、氏名及び写真は、原則として表示しないこと。

(18) 映画、興行等

ア 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものではないこと。

イ 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。

ウ 衝撃的なデザイン及び青少年に悪影響を与えるおそれがないものであること。

エ 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を明示すること。

(19) 古物営業等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 取り扱う古物、氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及

び古物商許可証の番号を明示すること。

ウ 福井市の一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を取得していない場合は、廃棄物の収集運搬及び処分ができないことを明示すること。

(20) 廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 福井市の一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可業者は、「ごみ」以外の許可の場合は、許可品目を明示し、又、許可内容を誤認させるような表現を使用しないこと。

ウ 産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可業者は、許可内容を誤認させるような表現を使用しないこと。

(21) 家財整理や清掃等を伴うサービス業で、(19)(20)のいずれにも当てはまらないもの

福井市の一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を取得していない場合は、廃棄物の収集運搬及び処分ができないことを明示すること。

(22) 結婚相談所、交際紹介業等

ア 業界団体に加盟していること。

イ 表示内容は、原則として名称、所在地及び一般的な事業案内等に限る。

ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること
(一般財団法人 日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等)。

(23) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 表示内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限る。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものではないこと。

(24) 募金等

ア 厚生労働大臣、都道府県知事又は市長の許可等を受けていること。

イ 主旨を明示すること。

(25) 質屋、チケット等再販売業等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 個々の相場、金額等の表示はしないこと。

ウ 有利さを誤認させるような表現を使用しないこと。

(26) その他表示について注意を要すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかる場合があるときは、その旨明示すること。

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

(ア) 広告主の法人格、法人名、所在地及び連絡先を明示すること。

連絡先については、固定電話とすること。

(イ) 法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするため、代表者名を明示すること。

オ 肖像権及び著作権

無断使用がないこと。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意する（公正取引委員会に確認の必要がある。）。

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告

(ア) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(イ) 事務所等の所在地を明示すること。

ク アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明示すること。

(イ) 飲酒を誘発するような表現を使用しないこと。

（広告代理店の責務）

第13条 広告代理店は、広告の内容に関する全ての事項について、広告主とともに一切の責任を負う。

2 広告代理店は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において、広告主とともに解決しなければならない。

（協議）

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告代理店双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の内容は、令和3年度の広報ふくいに掲載する広告から適用する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の内容は、令和4年度の広報ふくい4月25日号に掲載する広告から適用する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和5年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の内容は、令和5年度の広報ふくい4月25日号に掲載す

る広告から適用する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和6年1月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の内容は、令和6年度の広報ふくい4月25日号に掲載する広告から適用する。